

法律

『廃棄物』を処理する為には、当然、法律が関係します。廃棄物処理に関する法律は、【**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**】が正式名称ですが、ここでは【廃掃法】で説明させていただき、排出業者様に深く係る部分を抜粋したものを紹介したいと思います。

廃掃法(抜粋)				
条文	項	号	項目	
法第2条 (定義)	1		この法律において「廃棄物」とは、 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く) をいう。	
	2		「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。	
	3		「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、 爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの として政令で定めるものをいう。	
	4			「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
		1		事業活動に伴って生じた廃棄物 のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
	2		輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めたものに限る。「航行廃棄物」という)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めたものに限る。「携帯廃棄物」という)を除く。	
5		「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するもの として政令で定めたものをいう。		
法第3条 (事業者の責務)	1		事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を 自らの責任において適正に処理 しなければならない。	
	2		事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めると共に、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならない様な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供することにより、その 製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない 。	
	3		事業者は前2項に定めるものの他、廃棄物の減量、その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。	

条文	項	号	項目
法第6条 (一般廃棄物処理計画)	1		市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という)を定めなければならない。
法第6条の2 (市町村の処理等)	1		市町村は、一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じない内に収集し、これを運搬し、及び処分(再生を含む)しなければならない。
法第11条 (事業者及び地方公共団体の処理)	1		事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
法第12条 (事業者の処理)	1		事業者は、自らその産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(以下「産業廃棄物処理基準」という)に従わなければならない。
	2		事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の水準(以下「産業廃棄物保管基準」という)の従い、生活環境の保全上支障がないようにこれを保管しなければならない。
	6		その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理する為に法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせる為、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場についてはこの限りでない。
法第12条の2 (事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)	1		事業者は、自らその特別管理産業廃棄物(以下「特管産廃物」という)の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(以下、「特別管理産業廃棄物処理基準」という)に従わなければならない。
	2		事業者は、その特管産廃物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の水準(以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という)の従い、生活環境の保全上支障がないようにこれを保管しなければならない。
	6		その事業活動に伴い、特管産廃物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特管産廃物の処理に関する業務を適切に行わせる為、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場についてはこの限りでない。

条文	項	号	項目
法第12条の3 (産業廃棄物管理票)	1		<p>その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者(中間処理業者を含む。)は、その産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。)の運搬又は処分を他人に委託する場合(環境省令で定める場合を除く。)には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者(当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあつては、その処分を受託した者)に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票(以下「管理票」(=マニフェストのこと)という。)を交付しなければならない。</p>
	2		<p>産業廃棄物の処分を受託した者(以下「処分受託者」という)は、当該運搬を終了したときは、前項の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、同項の規定により管理票を交付した者(以下「管理交付者」という)に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者がある時は、当該処分を委託された者の管理票を回付しなければならない。</p>
	3		<p>産業廃棄物の処分を受託した者(以下「運搬受託者」という)は、当該処分を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項(当該処分が最終処分である場合にあつては、当該環境省令で定める事項及び最終処分が終了した旨)を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。</p>
	4		<p>処分受託者は、前項前段、この項又は法第12条の5第5項の規定により当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、環境省令で定めるところにより、第1項の規定により交付された管理票又は第2項後段の規定により回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。</p>
	5		<p>管理票交付者は、第3項又は法第12条の5第5項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬または処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保管しなければならない。</p>

条文	項	号	項目
法第12条の3 (産業廃棄物管理票)	6		管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。
	7		管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第2項から第4項まで又は法第12条の5第5項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。
	8		前各項に定めるもののほか、管理票に関し必要な事項は、環境省令で定める。
法第12条の5 (電子情報処理組織の使用)	5		処分受託者は、当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けた場合において、当該処分を委託した者が電子情報処理組織使用業者でないときは、第12条の3第1項の規定により交付された管理票又は同条第2項後段の規定により回付された管理票に当該最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。
法第14条 (産業廃棄物処理業)	1		産業廃棄物(特管産廃物を除く)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸を行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のための収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
	2		前項の許可は、5年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。
	6		産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のための処分の業として行う者その他環境省令で定める者についてはこの限りでない。
	7		前項の許可は、5年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

条文	項	号	項目
法第14条 (産業廃棄物処理業)	12		第1項の許可を受けた者(以下「特管産廃物収集運搬業者」という)又は第6項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処分業者」という)は、 産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
	13		産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。
法第14条の4 (特別管理産業廃棄物処理業)	1		特管産廃物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、特管産廃物の積卸を行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその特管産廃物を運搬する場合に限る。)その他環境省令で定める者についてはこの限りでない。
	2		前項の許可は、 5年 を下らない政令で定める期間ごとにその 更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。
	6		特管産廃物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその特管産廃物を処分する場合に限る。)その他環境省令で定める者についてはこの限りでない。
	7		前項の許可は、 5年 を下らない政令で定める期間ごとにその 更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。
	12		第1項の許可を受けた者(以下「特管産廃物収集運搬業者」という)又は第6項の許可を受けた者(以下「特管産廃物処分業者」という)は、特別管理産業廃棄物処理基準に従い、特管産廃物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
	13		特管産廃物収集運搬業者、特管産廃物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を受託してはならない。